

2016年10月17日
東京海上日動あんしん生命保険株式会社

新商品「家計保障定期保険NEO 就業不能保障プラン」発売のお知らせ

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(社長 広瀬 伸一)は、退院後の「働けない日々」のリスクからお客様をお守りするため、就業不能に関する保障を刷新した新商品「家計保障定期保険NEO 就業不能保障プラン」^(注1)を、2016年11月2日(水)より発売します。

(注1)正式名称:家計保障定期保険(無解約返戻金型) 特定疾病・重度介護保険料払込免除特則、5疾病・重度介護家計保障特約付加

1. 開発の背景

昨今、従来の医療保険や死亡保険ではカバーしきれなかった就業不能リスクへの社会的な関心が高まっています。当社は2012年10月から、このリスクを保障する「家計保障定期保険 就業不能保障プラン」^(注2)を発売し、販売件数は11万件を突破しご好評いただいております。

一方で、当社アンケートによると就業不能保障保険をご存じの方の割合は約29%と依然として低く、当社は働く皆様にごした「働けない日々」のリスクについてより広くお伝えし、お守りしたいと考えています。

こうした状況を踏まえ、就業不能に関する保障を刷新した新商品「家計保障定期保険NEO 就業不能保障プラン」を発売します。あわせて、「家計保障定期保険」についても保障の充実を図り、「家計保障定期保険NEO」^(注3)として発売します。

(注2)正式名称:家計保障定期保険 重度5疾病・重度介護保険料払込免除特則、重度5疾病・重度介護家計保障特約付加

(注3)正式名称:家計保障定期保険(無解約返戻金型)

2. 商品の特長

(1)就業不能保障プランの特長 ～ 入院開始時より「働けない日々」のリスクを幅広くカバー ～

a. 入院開始時に役立つ一時金(5疾病初期入院給付金)の新設【5疾病・重度介護家計保障特約】

今回刷新した就業不能保障プランでは、従来の月払給付に加えて、5疾病^(注4)により入院された際に一時金(特約給付金月額×2)をお支払いします。従来の就業不能保障プランでは、所定の就業不能状態^(注5)が60日を超えて継続した場合等に給付金をお支払いしていましたが、今回の改定により、入院開始時から「働けない日々」に対していち早くあんしんをお届けすることが可能となりました。

(注4)悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全

(注5)所定の就業不能状態とは、「5疾病の治療のために入院している状態」または「5疾病により医師の指示を受けて自宅等で療養し、すべての業務に従事できない状態」をいいます。

b. 就業不能時に手厚く備える一時金の新設【重度5疾病・重度介護一時金特約(任意付加)】

より手厚く就業不能に備えたいというニーズにお応えするために、5疾病により所定の就業不能状態となった場合、または、病気やケガにより所定の要介護状態になった場合に一時金(100万円～300万円)をお支払いする特約を新設しました。

c. 保険料払込免除^(注6) 範囲の拡充【特定疾病・重度介護保険料払込免除特則】

最新の医療実態を踏まえ、従来の重度5疾病・重度介護保険料払込免除特則における対象疾患を拡大し、保険料払込免除事由を緩和しました。

<対象疾患>従来の「急性心筋梗塞」・「脳卒中」を、それぞれ「心疾患」・「脳血管疾患」に拡大します。

<免除事由>従来は、重度5疾病・重度介護給付金の支払事由に該当した場合に限って、将来の保険料払込みを不要としていましたが、これに以下の条件を追加いたします。

- ・悪性新生物:初めて診断確定された場合
- ・心疾患、脳血管疾患:手術または継続20日以上入院治療を受けた場合

(注6) 保険料払込免除:所定の事由に該当したとき、将来の保険料払込みが不要となります。

家計保障定期保険 NEO についても、対象疾患を拡大し免除事由を一部緩和しております。

d. 保険期間満了時年齢の上限引き上げ

保険期間満了時年齢の上限を、従来の65歳から75歳に引き上げ、お客様のニーズに合わせて、より柔軟な設計を可能としました。

(これに伴い、契約年齢の上限も55歳から65歳に引き上げました。)

(2)「家計保障定期保険NEO」および「就業不能保障プラン」共通の特長

a. 非喫煙者保険料率の導入

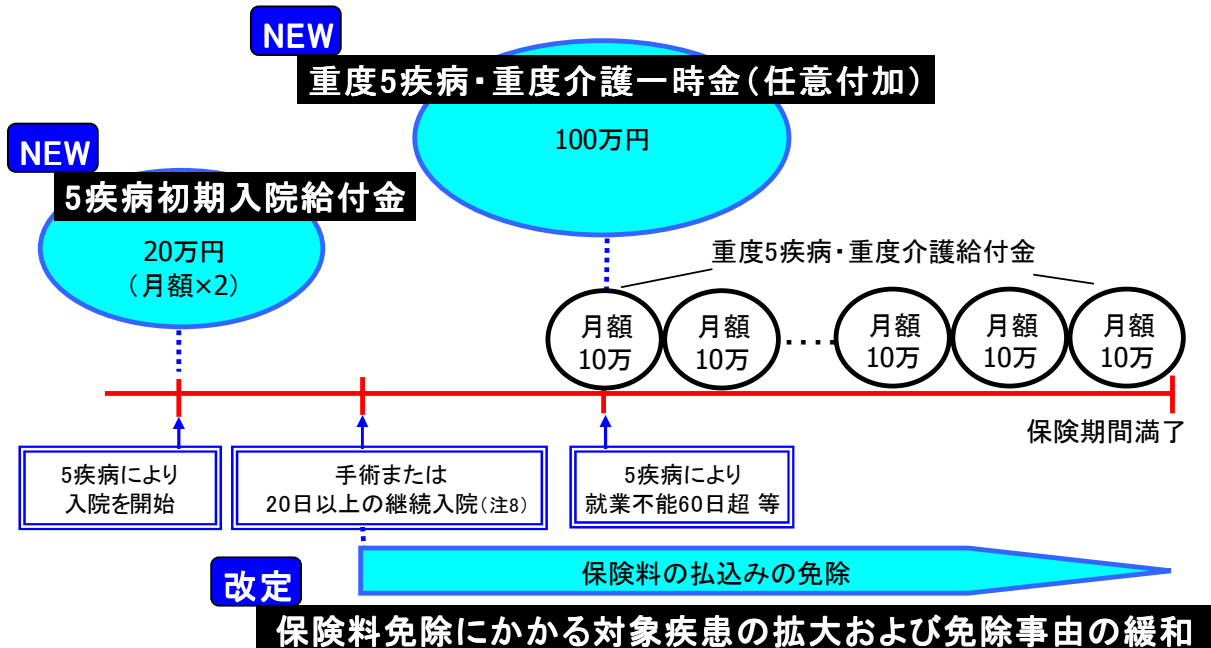
新たに非喫煙者保険料率を導入し、非喫煙者に対して割安な保険料を実現しました^(注7)。

(注7) 喫煙告知に加え、当社所定の検査が必要となります。

【イメージ図】

< 就業不能保障プランのお支払いの例 >

Cタイプ、月額10万円、重度5疾病・重度介護一時金額100万円の場合



(注8) 心疾患、脳血管疾患の場合の保険料払込免除事由。その他の保険料払込免除事由は3. (1)aをご参照ください。

3. 商品内容

(1) 保障内容

a. 家計保障定期保険NEO 就業不能保障プラン

	保険の種類	お支払いする場合(お支払事由)	お支払額など
主契約	死亡保険金	死亡したとき	いずれかを選択いただけます。 ①月払給付 家計保障期間満了日(=保険期間満了日)まで毎月基準給付金月額をお支払いします。 ②一時支払 お支払事由に該当した時点の保険金額をお支払いします。
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
特則	特定疾病・重度介護保険料払込免除特則	①悪性新生物と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で手術または継続20日以上入院治療を受けたとき ②5疾病・重度介護家計保障特約の重度5疾病・重度介護給付金のお支払事由に該当したとき	将来の保険料のお払込みは不要
特約	5疾病・重度介護家計保障特約	<重度5疾病・重度介護給付金> ①5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)による所定の就業不能状態が60日を超えて継続したと診断されたとき ②病気やケガによる所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき	(月払給付) 特約給付金月額 (注)給付金支払期間満了日まで毎月お支払いします。 ただし、主契約の保険金支払事由に該当した日以後は、お支払いの対象となりません。
		<5疾病初期入院給付金> 5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)で入院をしたとき	特約給付金月額×2 (注)お支払いの限度は保険期間を通じて1回のみ
	重度5疾病・重度介護一時金特約	5疾病・重度介護家計保障特約の重度5疾病・重度介護給付金のお支払事由に該当したとき	重度5疾病・重度介護一時金額 (注)お支払いの限度は保険期間を通じて1回のみ
	リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします。	
	指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

b. 家計保障定期保険NEO

	保険の種類	お支払いする場合(お支払事由)	お支払額など
主契約	死亡保険金	死亡したとき	いずれかを選択いただけます。 ①月払給付 家計保障期間満了日(=保険期間満了日)まで毎月基準給付金月額をお支払いします。 ②一時支払 お支払事由に該当した時点の保険金額をお支払いします。
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
特則	特定疾病保険料払込免除特則	悪性新生物と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で手術または継続20日以上入院治療を受けたとき	将来の保険料のお払込みは不要
特約	災害割増特約	不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき	災害死亡保険金額
		不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態になったとき	災害高度障害保険金額(災害死亡保険金額と同額)
	傷害特約(本人型)	不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき	災害死亡保険金額
		不慮の事故で所定の身体障害状態になったとき	災害死亡保険金額×身体障害の程度に応じた給付割合 お支払いの限度は給付割合を通算して100%とします。
リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします。		
	指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

(2) 保険料例

a. 家計保障定期保険NEO 就業不能保障プラン(Cタイプ)

30歳、主契約・特約とも月額10万円、保険期間(65歳)–払込期間(65歳)、月払(口座扱)

性別	改定後		重度5疾病・重度介護一時金特約 (一時金額・100万円)＜任意付加＞	
	標準 保険料率	非喫煙者 保険料率	標準 保険料率	非喫煙者 保険料率
男性	8,580	7,750	410	330
女性	8,490	7,010	410	330

b. 家計保障定期保険NEO

30歳、月額10万円、最低支払保証期間2年、保険期間(65歳)–払込期間(65歳)、月払(口座扱)

性別	改定後	
	標準 保険料率	非喫煙者 保険料率
男性	3,860	3,550
女性	2,850	2,060

c. 家計保障定期保険NEO (特定疾病保険料払込免除特則付加)

30歳、月額10万円、最低支払保証期間2年、保険期間(65歳)–払込期間(65歳)、月払(口座扱)

性別	改定後	
	標準 保険料率	非喫煙者 保険料率
男性	4,230	3,830
女性	3,240	2,280

以上